

訪問介護 重要事項説明書

訪問介護サービスの提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社Minas
主たる事務所の所在地	〒386-1101 長野県上田市下之条149番地58
代表者（職名・氏名）	代表取締役 保月 淳
設立年月日	令和07年02月14日
電話番号	0268-78-0563

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護事業所 LUNA		
事業所の所在地	〒386-1101 長野県上田市下之条149番地58		
電話番号	0268-78-0563		
FAX番号	0268-55-3365		
指定年月日・事業所番号	令和7年5月16日指定	2070302449	
通常の事業の実施地域	上田市、応相談により一部（坂城町・青木村・東御市）		
併設事業所	なし		
第三者評価の実施の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

3. 運営の方針

- 訪問介護サービスの提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- ① 清拭・入浴、身体整容
- ② 移動・移乗介助、外出介助
- ③ 服薬介助

- ④ 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助
- ⑤ 掃除
- ⑥ 洗濯
- ⑦ ベッドメイク
- ⑧ 衣類の整理・被服の補修
- ⑨ 一般的な調理、配下膳
- ⑩ 買い物・薬の受け取り

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	9時から18時まで ただし、利用者の希望に応じて、上記時間外でも、サービス提供可能な体制をとります。

6. 事業所の従業員の体制

(令和7年5月16日現在)

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	人	1人		
サービス提供責任者	人	1人	人	人
訪問介護員	2人	1人	1人	人

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 訪問介護サービスの利用料

支給区分					
利用回数	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
週1回	1,176	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
週2回	2,349	23,490円	2,349円	4,698円	7,049円
週3回	3,727	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

※訪問介護計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。ただし、利用者の状態の変化、介護計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

※利用料金一ヵ月ごとの定額制です。介護サービス計画において位置付けられた支給区分によって決まります。ただし、次の場合については、日割り計算を行いそれぞれの単価に基づいて利用料を計算する場合があります。

(日割り計算を行う場合)

- ・月の途中で要介護から要支援に変更となった場合
- ・月の途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

【加算】

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担			
初回加算	200	2,000円	200円			初回利用のみ一回

※初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護サービスを行う際に同行訪問した場合に加算します。

※上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が等級地その為の、単位数に10.00）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(2) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護サービスを行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道500円/kmをいただきます。
-----	--

(3) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日午前6時までに事業所に申し出てください。

利用日の前営業日午前6時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

燃料代、サービスの準備、訪問介護員の確保に要する費用の面より一回1,500円のキャンセル料をいただきます。

訪問介護相当サービスに係る利用者負担額は月額となっておりますが、キャンセル料が発生した場合、その利用者負担額から別途費用がかかります。

キャンセルのご連絡をいただいた時間に応じてキャンセル料をいただきます。	
利用予定日の当日の午前6時までにご連絡の場合	キャンセル料は不要
利用予定日の当日の午前6時までにご連絡がなかった場合	一律1,500円 (人件費、準備費、燃料費等)

(4) 支払い方法

毎月、10日までに前月分の利用料の請求をいたしますので、25日までにお支払ください。
お支払方法は、銀行等の指定口座からの引き落としにてお願いいたします。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・サービス提供に当たって、訪問介護員等は次のことをお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

医療行為及び医療補助行為

利用者の家族に対するサービス提供

利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

9. 秘密保持及び個人情報の保護

・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

1 1. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び東御市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	0268-78-0563
	受付時間	月曜日から日曜日 8時から18時まで
	担当者名	樫山 実子 保月 淳

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	長野県国民健康保険団体連合 会介護保険課 苦情処理係	所在地	長野市西長野加茂北 143-8
		電話番号	026-238-1580
		FAX 番号	026-238-1581
	受付時間	9:00~17:00 (土日祝日除く)	
東御市総合福祉センター	所在地	長野県東御市鞍掛 197	
	電話番号	0268-62-1111	
	FAX 番号	0268-63-5431	
	受付時間	8:30~17:15 (土日祝日除く)	

1 3. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要支援又は自立が要介護状態区分となった場合
- ・利用者のご逝去された場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・事業者が、守秘義務に反した場合
 - ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・事業者が、倒産した場合
- ②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。
- ③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。
- ・利用者の利用料等の支払いが2ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
 - ・利用者又はその家族が事業者や従業員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説 明 者 所 在 地 長野県上田市下之条149-58
 事業所名 株式会社 Minas
 訪問介護事業所 予防訪問介護事業所 LUNA
 職・氏名 管理者兼サービス提供責任者 保月 淳 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所
 氏 名 印

代 理 人
 住 所
 氏 名 印
 利用者との続柄